８諏広監第７号
令和８年 10 月 21 日

諏訪広域連合
広域連合長　金　子　ゆ か り　様

諏訪広域連合議会
議　長　　矢　島　正　恒　　様

諏訪広域連合監査委員　奥　原　正　夫

諏訪広域連合監査委員　吉　田　　浩

令和８年度財政援助団体等監査について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第９項の規定により、令和８年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告書を、次のとおり提出します。

令和８年度財政援助団体等監査報告書

第１　監査の概要

１　監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第７項の規定及び諏訪広域連合監査基準（令和２年諏訪広域連合監査委員制定）に基づき、諏訪広域連合が財政援助等を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助等に係るものについて、適正かつ合理的に執行されているか、また、財政援助等の目的に沿って効率的かつ効果的な事業運営が行われているかという観点から監査を実施しました。

２　対象年度

令和６年度及び令和７年度執行分を基本とし、必要に応じて本年度における当該財政援助に係る事業についても説明聴取の対象としました。

３　対象団体及び実施期間

諏訪広域連合から出資、補助金等の交付等の財政援助等を受けている団体の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえて１団体を選定し、令和８年 10 月５日に実施しました。

４　実施状況

監査対象団体に対し、書面審査を実施しました。書面審査は、提出された監査資料等に基づき、監査対象団体の役員、部課長及び職員より説明を聴取し、内容を把握するとともに、質疑を行うことにより、財政援助等に係る事務の執行状況、事業運営及び財務状況等を確認しました。

第２　監査結果の概要

１　監査結果の区分

監査を実施した結果、対象団体に対して改善等を求める場合、以下の区分に整理しました。

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの。

(2) 指導事項

指摘には至らないが改善を要するもの。

(3) 検討事項

制度又は運用の改善の検討を求めるもの。統一的な指導を求めるもの。

２　監査結果の概要

監査を実施した結果、監査対象団体に対する財政援助に係る会計処理及び事務の執行については、おおむね適正に行われており、出資の目的に沿った事業運営が行われているものと認められました。一方、今後も安定的かつ効率的・効果的な事業運営を継続していくためには、事業の効果を客観的に評価する仕組みの充実及び専門人材の確保・育成等について、引き続き検討する必要があると認められました。

なお、指摘事項等の内訳は次表のとおりです。

団体区分	監査対象	指摘事項	指導事項	検討事項
出資団体	１団体	－	－	１団体２件
補助金等交付団体	－	－	－	－
計	１団体	－	－	１団体２件

第３　監査対象団体ごとの監査結果及び意見

監査団体名	**株式会社諏訪広域総合情報センタ**			
団体所在地	長野県岡谷市幸町８番１号			
監査年月日	令和８年 10 月５日		所管部局	情報政策課
団体の概要	代　表　者	代表取締役社長　早出　一真		
	設立年月日	昭和 61 年４月 21 日	資本金等	資本金 250,000,000 円
	主な事業の内容	共同利用型コンピュータシステムによる行政情報の処理		
	令和６年度決算状況	当期純利益		25,814,580 円
		純資産		454,872,984 円
	令和７年度決算状況	当期純利益		58,492,199 円
		純資産		513,365,183 円
監査対象（財政援助）	１　出資金（諏訪広域連合出資割合　56.52％） 141,300,000 円			

監査結果	【検討事項】 １　コスト削減に係る KPI の設定について 令和８年度経営実施計画において、ガバメントクラウドによる標準化システムに関するコスト削減が掲げられています。クラウド利用料や人件費等の上昇が見込まれる中にあっても、コスト削減の取組を具体的かつ有効に推進するとともに、その効果を客観的に評価することが重要です。このため、移行前後の運用経費の比較や削減目標等を明確にし、取組の進捗及び効果を継続的に評価できる KPI（重要業績評価指標）を設定することが望まれます。 ２　人材確保及び育成について 当社が取り扱う業務は専門性が高く、自治体情報システムの標準化、ガバメントクラウドへの対応、DX・AX の推進等に伴い、今後も専門的な知識及び技術を有する人材の確保が重要になるものと考えられます。また、継続的かつ安定的に業務を遂行するためには、人材を確保するだけでなく、専門知識及び技術の継承、職員の育成並びに業務の属人化を防止する取組が重要です。このため、中長期的な人員構成を見据え、計画的な人材確保及び育成、専門知識・技術の継承並びに複数の職員が業務を担当できる体制の整備につい

	て検討することが望まれます。
意　　見	当社は、諏訪６市町村の行政情報システムの共同利用を担い、自治体情報システムの標準化、ガバメントクラウドへの対応等、地方公共団体の情報化を支える重要な役割を担っています。令和７年度は、自治体情報システムの標準化やシステム更新等に伴い事業規模が大きく拡大しており、今後も事業環境の変化に適切に対応するとともに、事業規模に応じた財務状況及び資金収支の把握に努め、安定的な経営基盤を維持していくことが重要です。また、自治体情報システムの標準化やガバメントクラウドへの移行が進展する中、諏訪６市町村が共同して情報システムを運用することによる経済性、効率性及び行政サービスへの効果を客観的に把握し、その成果を明らかにしていくことが望まれます。 さらに、情報システムを取り巻く環境が急速に変化する中にあって、専門人材の確保・育成及び技術継承を計画的に進め、安定的なシステム運用及び情報セキュリティの確保に努める必要があります。今後も、諏訪６市町村から求められる当社の役割及び提供価値を明確にし、共同利用の利点を生かした効率的な行政運営の支援と住民サービスの向上に取り組まれることを期待します。